

かがわ「里海」づくり協議会設置要綱

（目的）

第1条 香川県内において、関係者や県民の幅広い主体的な参画と理解のもと、「豊かな海」の実現を目指し、山・川・里（まち）・海をつなげる施策を総合的に進める里海づくりを推進するため、かがわ「里海」づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- （1）香川らしい里海のビジョンの策定及び推進に関する事
- （2）里海づくりに関する取組みの調整及び評価に関する事
- （3）里海づくりに関する取組みのネットワーク化に関する事
- （4）里海づくりに関する取組みの情報発信に関する事
- （5）物質循環の適正化に向けた管理方策の検討に関する事
- （6）その他里海づくりの推進に必要な事項に関する事

（構成）

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体等」という。）をもって構成する。

2 協議会に、専門部会、ワーキング・グループ及びアドバイザーを置くことができる。

（会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、構成団体等から選出のあった者（以下「構成員」という。）により構成する。

- 2 会議には、座長及び副座長を置き、構成員の互選により選出する。
- 3 会議は、座長が招集し、その議長となる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長の事故あるときは、座長の職務を代行する。
- 5 協議会において必要と認めた場合は、前条に定める構成団体等以外の団体を加入させることができる。
- 6 座長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、香川県環境森林部環境管理課に置く。

2 事務局長は、香川県環境森林部環境管理課長の職にある者をもって充てる。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。

別表 かがわ「里海」づくり協議会構成団体等

名称	分野
香川県漁業協同組合連合会	漁業
香川県農業協同組合	農業
香川県土地改良事業団体連合会	農業 (ため池)
香川県森林組合連合会	林業
公益財団法人 香川県環境保全公社	環境
四国環境パートナーシップオフィス	環境
香川県連合自治会	地域生活
一般社団法人 香川経済同友会	経済
公益社団法人 香川県観光協会	観光
香川県PTA連絡協議会	社会教育
ボーイスカウト香川連盟	社会教育
国立大学法人 香川大学	教育・研究
香川県市長会	行政
香川県町村会	行政
環境省 中国四国地方環境事務所	行政
国土交通省 四国地方整備局	行政
農林水産省 中国四国農政局	行政
林野庁 四国森林管理局 香川森林管理事務所	行政
水産庁 瀬戸内海漁業調整事務所	行政
香川県	行政